

## 奄美市世界自然遺産活用プラットフォーム設置要綱

### (設置)

第1条 多様な主体による自由な議論によって、奄美大島が世界自然遺産に登録されたことによる効果を最大化することを目的として、市民参加型の機動的な政策を実現する公民連携の基盤となる「世界自然遺産活用プラットフォーム」(以下「プラットフォーム」という。)を置く。

### (所掌事務)

第2条 プラットフォームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 公民連携会議(以下「会議」という。)の開催に関する事項
- (2) 本市や地元民間団体等への意見、提言等に関する事項
- (3) その他必要と認める事項

### (意見等の取扱い)

第3条 本市に対するプラットフォームの意見、提言等は、本市において最大限尊重し、活用するものとする。

### (コアメンバー)

第4条 プラットフォームは、コアメンバー14人以内で組織する。

- 2 コアメンバーは、離島、産業、自然、文化、芸能等に関する知識経験を有する者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第5条 コアメンバーの任期は、1年とし、再任を妨げない。

### (座長)

第6条 プラットフォームに座長を置く。

- 2 座長は、コアメンバーの互選によりこれを定める。
- 3 座長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 座長に事故があるとき、又は座長が欠けたときは、あらかじめその指名するコアメンバーが、その職務を代理する。
- 5 座長は、必要があると認めるときは、会議にコアメンバー以外のものの出席を求め、その意見又は説明を聴く、もしくは会議の傍聴を認めることができる。

### (会議の公開)

第7条 会議は原則として公開とする。

### (庶務)

第8条 プラットフォームの庶務は、市民部世界自然遺産課において処理する。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、プラットフォームの運営に関し必要な事項は、別に定める。

## 附 則

- 1 この要綱は、令和4年5月1日から施行する。